

コミュニティ活動を応援します

皆さんのコミュニティ活動の活性化と、新たな課題に取り組む自治組織を支援することを目的に実施します。

補助事業者 市内に所在する自治会、町内会、自主防災組織等

補助対象

・自主防災組織備品等整備事業

災害時または定期的な避難訓練等に必要な備品等の整備費用（上限50万円）

（例）ジャッキ、はしご、つるはし、ハンマー、投光器、チェーンソー、動力ポンプ、消火器、毛布、テント、発電機、ストーブ、ラジオ、ヘルメット、カセットコンロ、簡易トイレ、雨具、飲料水など

・自治会備品等整備事業

自治会主催の行事や集会所等で使用する備品の整備費用（上限60万円）

・集会施設改修事業

自治会が所有する集会施設、または市の建物を契約により借り受けし集会施設として利用している建物の延命化に最低限必要と認められる改修に要する費用（上限200万円）

事業実施期間 平成32年度まで

申請受付期間 随時受け付けします。

留意事項 ・補助金申請年度内に事業を完了してください。

・補助金の交付決定前に発注または完了したものは、対象となりません。

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111（内線348、349）



平成29年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

1. 情報公開制度

市では公正で開かれた市政の推進のため、請求に応じて市が保有している情報を公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することと定めています。

この規定に基づき、下表のとおり平成29年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
市 長	15	11	4	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
合 計	16	12	4	0	0	0

※「部分公開」とは、情報の一部を伏せて開示することをいいます。平成29年度における部分開示（4件）は、開示文書（調査票）の中に開示不要な法人情報が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

※同じ内容の開示請求に対して、異なる実施機関がそれぞれ保有する情報を開示した場合は、それぞれを1件として計上しています。

※表中に記載されている機関以外の実施機関である消防長、議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会においては、開示請求がありませんでした。

2. 個人情報保護制度

市では、市が保有する市民のみなさんの個人情報を守るため「つがる市個人情報保護条例」を制定しています。この制度は、市民の皆さんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示請求できる権利を保障する制度です。平成29年度は、教育委員会で部分開示が1件ありました。部分開示は、開示文書（調査票）の中に開示不要な個人情報が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

教育委員会以外の実施機関では開示請求はありませんでした。

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111（内線341）

道路通行止めのお知らせ

森田月見野地区では、道路交通安全施設整備工事のため、下記のとおり車両通行止めとなります（自転車及び歩行者は通行可）。工事が終了するまで、ご不便をおかけしますが迂回路をご利用いただきますよう、ご協力をお願いします。

期間 6月12日～6月29日

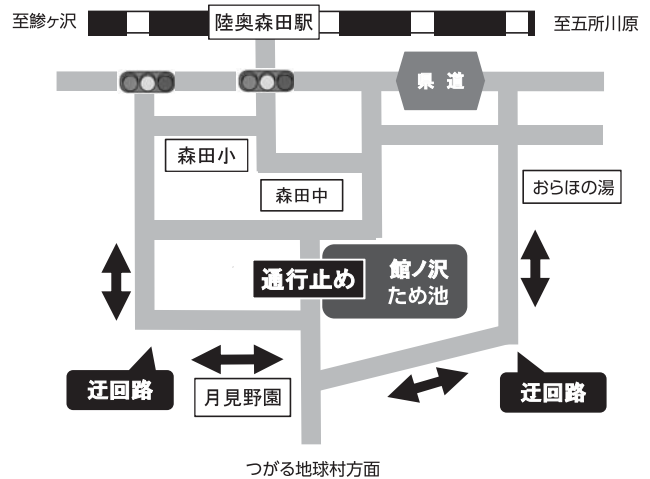
時間 8時30分～17時

※上記時間外は片側交互通行での開放

場所 県道132号十腰内陸奥森田停車場線の一部

【問い合わせ先】

西北地域県民局地域整備部 電話34-2106



産業振興促進計画を策定しました

この計画は、半島振興法の規定に基づき、津軽半島に位置する本市の産業の発展と新たな産業の創出・育成に向けた産業振興を推進するための指針となるものです。この計画が国の認定を受けたため、平成30年5月1日以降に市内で行われる設備投資について、以下のとおり税金の優遇措置が適用できるようになりました。

これにより、地域産業の活性化につながることを期待されます。

対象となる産業 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

優遇措置の内容 所得税および法人税の割増償却、
固定資産税の不均一課税（通常より低い税率での課税）

税制措置を適用させるためには、市の確認が必要となります。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/somu/kikakuchousei/hantoshinko.html>

半島振興法の税制措置については、国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000013.html

【問い合わせ先】 企画調整課 電話42-2111（内線351）



キャップとラベルは必ずはずして!

ペットボトルの軽量化が進み、機械によるラベルの分別作業が困難になりました。そのため、ペットボトルはラベルをはがしてからごみに出すようお願いしていますが、まだ徹底されていないことにより、収集されずに残されるケースが見受けられます。必ずラベルをはがし、ラベルは「その他のプラスチック」に出して下さい。ご協力よろしくをお願いします。

《ペットボトルの出し方》

- ・キャップとラベルをはずす。
- ・ペットボトルは軽く水洗いする。
- ・キャップとラベルはその他のプラスチックへ



ペットボトルへ



ラベルとキャップはその他のプラスチックへ

【問い合わせ先】 環境衛生課 電話42-2111（内線281）

広報つがる 2018.5月号 訂正とお詫び

「広報つがる2018.5月号（No. 197）」の24ページに掲載した「定期観光バスツアー運行開始！」の中で、運行期間に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。

ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、訂正させていただきます。

運行期間

（誤）5月29日（火）～6月16日（土）



（正）5月29日（火）～6月15日（金）